

# 学位申請のしおり

医学研究科における課程による者

## 兵庫医科大学 大学院医学研究科

**【学位申請に関する問合せ先】**

大学事務部 西宮教学課 大学院係（教育研究棟 2 階）

TEL : 0798-45-6163（内線 6163）

E-mail : kenkyuka@hyo-med.ac.jp

URL : <https://www.hyo-med.ac.jp/faculty/graduate/medicine/application/>

※申請様式は、ホームページからダウンロードできます

---

## 目 次

---

### 医学研究科における課程による者の学位申請について

1. 学位授与までの過程
2. 学位申請手続きについて
  - ① 学位申請について
  - ② 学位論文審査について
  - ③ 研究発表会について
  - ④ 学位の授与について
  - ⑤ 博士論文の兵庫医科大学機関リポジトリへの登録について

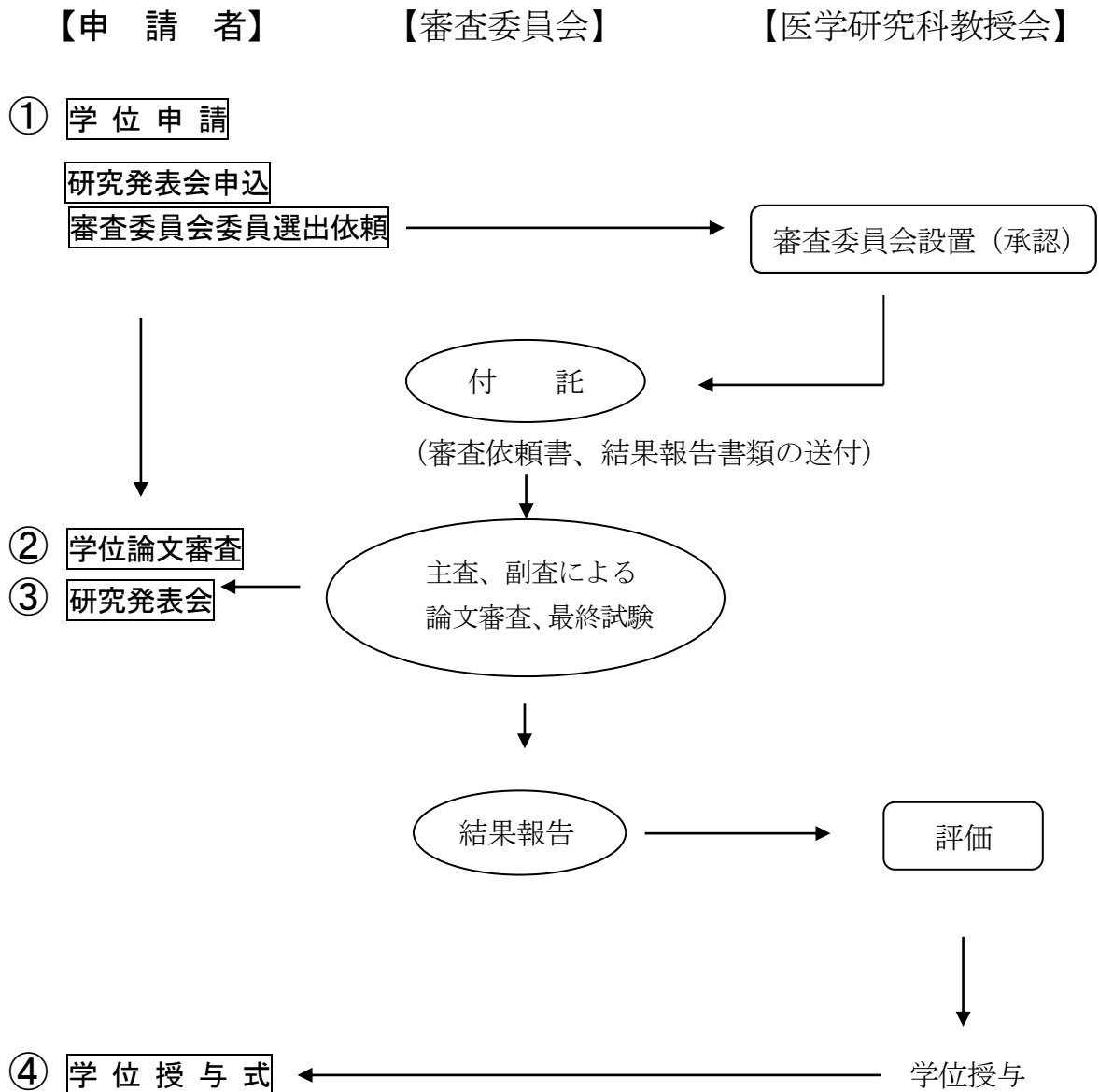
### 医学研究科における課程による者の学位申請について

- 1) 本研究科に在学する者が学位を申請するときは、指導教授の承認を得て、原則として第3学年修了後に行う。ただし、早期学位授与の場合は第3学年次に学位申請を行うことができます。
- 2) 本研究科に4年以上在学し、所定の単位を取得して退学した者は、兵庫医科大学大学院学位規程第12条に定めている課程を経ない者として学位申請を行わなければなりません。

# 1. 学位授与までの過程

兵庫医科大学大学院学位規程に基づき、医学研究科における課程による者の学位申請は、このしおりに従って論文を提出して下さい。

なお、学位授与までの過程は下図のとおりです。



## 2. 学位申請手続きについて

### ①学位申請について

学位申請書		(様式1)
1) 学位論文	7部	
※電子データ (PDF/A形式)		
2) 参考論文 (任意。ある場合には一編につき)	7部	
3) 論文目録	7部	(様式2)
4) 学位論文要旨 (約1000字)	7部	(様式3)
※電子データ (word形式)		
5) 学位論文要約 (約2000字)	7部	(様式4)
※電子データ (word形式)		
6) 履歴書		(様式5)
7) 戸籍抄本 (3ヵ月以内発行のもの)		
8) 承諾書 (共著者がいる場合)		(様式6)
9) 複数筆頭著者理由書 (複数筆頭著者の場合のみ)		(様式7)
10) 博士論文のインターネット公表確認書		(様式8)
11) 博士論文のインターネット公表の保留事由にかかる報告書		(様式9)
12) 兵庫医科大学機関リポジトリ 登録申請・公開許諾書		(別紙)
13) 研究実施許可書を含む各委員会の審査承認確認書類		(様式10)
14) 博士学位論文の剽窃に係る届出書および 結果レポート (カラー1部)		(様式11)
15) 理由書 (Impact Factor がない雑誌に掲載された論文の場合のみ)		(様式12)
16) 課程による者の学位論文審査委員会委員選出依頼書		(様式13)
17) 大学院研究発表会申込書 (課程による者)		(様式14)
18) 学位論文の確認報告書		(別紙)

- 1) 学位論文は掲載証明書があれば印刷公表 (電子版を含む) されたものでなくてもかまいません。ただし、学位を授与された後、最終版の論文データ (PDF/A形式) を提出しなければなりません。なお、掲載証明書が発行されない場合は何らかの形での受理証明書を必要とします。また、学位論文の別刷はコピーでも可とします。
- 2) 既に印刷公表された学位論文は、学会誌又は学術雑誌 (共に審査制度のあるもの) に掲載された原著論文でなければなりません。ただし、大学院医学研究科運営委員会において協議を行い、学問的価値が高いと認められた場合は、原著論文以外での学位申請を受理する場合があります。
- 3) 学位論文は、申請者が筆頭著者のものでなければなりません。ただし、複数の筆頭著者がいる場合は、次の基準を満たすものでなければなりません。

- ① 当該論文が peer-review journal に掲載された（あるいは掲載予定）論文であること。
  - ② 当該論文の著者の欄に、複数の筆頭著者の equal contribution による仕事である旨の明確な記載があること。
  - ③ 当該論文の equal contributed author が2名以内で、そのいずれをも筆頭著者として認める。ただし、3名以上の場合は、大学院医学研究科運営委員会において、別途協議する。
  - ④ 筆頭著者が複数名となるための必要性を説明した理由書があること（指導教授による理由書の提出）。
  - ⑤ 申請者が当該論文を学位申請用論文として用いるのは今回のみであり、他の学位申請のための論文として使わないこと。
  - ⑥ もう一人の equal contributed author が
    - (1) 当該論文を学位申請用論文として使用することについて合意していること
    - (2) 申請者ではないもう一人の equal contributed author 自身が当該論文を学位申請のための論文として使用しないことに合意していること
  - ⑦ 上記取り決めのないことに関しては、その都度、大学院医学研究科運営委員会にて協議する。
- 4) Impact Factor (Web of Science Journal Citation Reports : JCR) がない雑誌に掲載された論文で学位申請する場合は、指導教授による理由書（当該雑誌の質が保証されている旨記載したもの）の提出を必要とし、その理由書を以って、大学院医学研究科運営委員会において学位申請の可否を協議します。
- 5) 早期学位申請については、学位申請の時点で、JCR による掲載誌（オープンアクセス誌含む）の Impact Factor が過去5年間のうち一度でも3.0を上回っていれば、認めることとします。
- 6) 共著論文を提出する場合は、共著者全員の承諾を得て、承諾書を提出しなければなりません。
- 7) 各委員会の審査承認確認書類は、審査結果書類と併せて研究実施許可書を提出してください。  
また、倫理審査については、「倫理審査申請書」「研究組織」「倫理審査結果通知書」（写し）を併せて提出してください。原則として「研究組織」に学位申請者及び corresponding author の記載がない場合は、学位申請書類を受理できません。（ただし、学外の corresponding author についてはこの限りではありません）
- 8) 兵庫医科大学機関リポジトリについては、「⑤博士論文の兵庫医科大学機関リポジトリへの登録について」を参照してください。

- 9) 学位申請のために提出した書類は返還しません。
- 10) 当該論文は、本学医学研究科において指導教授から指導を受けた研究に基づくものとしてください。

## ② 学位論文審査について

大学院医学研究科研究発表会において、学位申請者がその学位論文の内容を口頭で発表し、その論文内容について討議し、審査委員会委員が学位論文審査及び最終試験を行います。

## ③ 研究発表会について

- 1) 学位申請と同時に発表の申込みを行わなければなりません。その場合、原則として発表会前月20日までに、指導教授からの「学位論文審査委員会委員選出依頼書」(様式13)および「申込書」(様式14)を指導教授の承認を得て、提出してください。

なお、審査委員会委員は、指導教授が候補者を推薦し、医学研究科長が指名します。(注：審査委員会委員には、指導教授、学位論文の共著者、論文指導の謝辞が述べられている医学研究科の教授は委員になることができないため、推薦できません。)発表会に指導教授・主査・副査が出席できない場合は発表できません。

- 2) 発表会は、学位申請者がその学位論文の内容を口頭で発表し、その論文内容について討議し、審査委員会委員が学位論文の審査及び最終試験を行うことを目的とします。
- 3) 発表会は、医学研究科教授会が主催します。また、出席者についてはその資格、人数の制限はありません。
- 4) 論文要旨、発表、質疑応答は原則として日本語とします。しかし、やむを得ない場合、発表は英語でも結構ですが、その場合、要旨は日本語によるものとします。また、発表の際、スライドなどを工夫してわかり易いものにして下さい。
- 5) 発表時間は討議時間を除いて1人約10分とします。
- 6) 発表会は、原則として毎月1回(第3金曜日)、開くものとします。ただし、申込み多数の場合は臨時に開くことがあります。その開催日時は医学研究科長が定めます。

※当該年度中に学位を取得するためには、同年度1月20日頃までに学位申請

書類を提出する必要があります。

#### ④ 学位の授与について

- 1) 学位授与については、学位論文審査委員会の報告をもとに医学研究科教授会が評価し、この評価に基づいて、学長が決定し、学位を授与します。  
なお、学位論文審査委員会の報告を行う主査が医学研究科教授会を欠席する場合は、学位審査にかかる説明を副査に依頼することについて医学研究科長の承認を得なければなりません。
- 2) 学位授与については、申請者および指導教授宛て通知します。

#### ⑤ 博士論文の兵庫医科大学リポジトリへの登録について

- 1) 「機関リポジトリ」とは、大学や研究機関が主体となって所属研究者の知的生産物を電子的に収集、蓄積、公開するシステム及びそのサービスのことです。
- 2) 学位取得後1年以内に、博士論文全文を、インターネットを利用して公表することが学位規則により義務付けられており、本学では、兵庫医科大学機関リポジトリに登録して公表することとなります。
- 3) 学位授与を受けた論文が公表の対象ですので、学位審査に提出した論文を、後日修正してから機関リポジトリに登録することはできません。

#### 個人情報の取り扱いについて

- ◎ 本学では「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正・安全管理に努めます。
- ◎ 学位申請手続きに当たってお知らせいただいた個人情報（氏名、住所その他の個人情報）はこれらに付随する必要な業務において使用します。
- ◎ 本学が取得した個人情報は、法律で定められた場合以外は、本人の承諾なしに第三者に開示・提供することはありません。

